伊賀市がん患者アピアランスケア用品購入費助成金交付要綱を次のように定める。 令和7年1月14日

伊賀市長 稲 森 稔 尚

伊賀市がん患者アピアランスケア用品購入費助成金交付要綱 (趣旨)

第1条 この要綱は、がん患者の治療と社会参加を支援し、療養生活の質の維持及び向上を図ることを目的として、がん患者ががんの治療に伴う外見の変化を予防又は補完する医療用ウィッグなどの補正具等(以下「補正具等」という。)を購入した経費を助成する伊賀市がん患者アピアランスケア用品購入費助成金(以下「助成金」という。)について、伊賀市補助金等交付規則(平成16年伊賀市規則第76号。以下「規則」という。)第25条から第27条までの規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(助成の対象となる者)

- 第2条 助成金の交付の対象となる者(以下「助成対象者」という。)は、次に掲げる要件 のいずれにも該当する者とする。
 - (1) 申請時に本市の住民基本台帳に登録されている者
 - (2) がんの治療を受けた者又は現に受けている者であって、当該がんの治療に伴い補正 具等を必要とするもの
 - (3) 補正具等を令和6年4月1日以後、かつ、申請日前1年以内に購入した者
 - (4) 過去に本事業及び三重県内の市町が実施する事業により補助を受けていない者 (助成の対象となる経費及び助成金の額)
- 第3条 助成金の対象となる経費(以下「助成対象経費」という。)は、別表に掲げる経費とする。
- 2 助成金の額は、助成対象経費に応じ、別表に掲げる基準額と当該助成対象経費の実支 出額とを比較して少ない方の額(以下「対象額」という。)に3分の2を乗じて得た額(当 該額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。ただし、過去に 三重県からがん患者医療用ウィッグ等購入費助成事業補助金を受けた者に対する助成

金の額は、対象額に3分の1を乗じて得た額とする。

(交付申請)

- 第4条 助成金に係る規則第4条第1項の規定による申請は、同項の規定にかかわらず、 伊賀市がん患者アピアランスケア用品購入費助成金交付申請書(様式第1号)に次に掲 げる書類を添付して行うものとする。
 - (1) 領収書の写しなど補正具等を購入したことが分かる書類(購入者名、購入日、購入金額、購入品目、金額の内訳、領収書発行者の名称等の記載があるもの)
 - (2) 診療明細書の写しなどがん治療を現在も行っている、又は行っていたことを証する
 - (3) 助成対象者の氏名、現住所及び生年月日が確認できる書類
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (助成金の交付決定及び交付額の確定等)
- 第5条 市長は、規則第5条第1項の規定により交付の決定をするときは、併せて助成金の額の確定を行うものとする。この場合において、規則第14条第1項の規定は、適用しない。
- 2 前項の規定による助成金の交付の決定及び補助金の額の確定の通知は、規則第7条第 1項及び第14条第2項の規定にかかわらず、伊賀市がん患者アピアランスケア用品購 入費助成金交付決定兼確定通知書(様式第2号)により行うものとする。
- 3 規則第7条第2項の規定による助成金を交付しないことの通知は、その理由等を付して、伊賀市がん患者アピアランスケア用品購入費助成金不交付決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(助成金の交付)

第6条 規則第16条本文の規定による助成金の交付は、前条第1項の規定により助成金の額の確定をした日から30日以内に行うものとする。

(台帳の備付け)

第7条 市長は、助成金の交付の決定状況を明らかにしておくため、台帳を備え付け、適 正に管理するものとする。

(助成金の終期)

第8条 助成金の交付は、特別の事情がない限り、令和8年度までとする。 (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この告示は、令和7年1月14日から施行する。

別表(第3条関係)

1 助成金の対象となる経費	2 基準額
ウィッグ又はウィッグの装着に必要な頭皮保護用ネットの購入費用(購入時に理美容室で行うウィッグのカット費用を含む。)	
乳房の切除による胸部の形の変化に対応するための補正下着、補正パッド 又は人工乳房の購入費用(乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものを除く。)	30,000円
乳がん用バスタイムカバーの購入費用	
その他爪などに生じる症状を予防又は補完するもので、市長が必要と認めるものの購入費用	